

葛飾ビラ配布弾圧事件につき荒川庸生氏の無罪判決を求める決議

1 葛飾ビラ配布弾圧事件（平成20年(あ)第13号）につき、平成21年10月9日、最高裁判所第二小法廷（今井功裁判長）は、弁護団の期日取消請求を認めて、同年9月28日付で判決宣告を同年10月19日に行うとした期日指定を取り消す旨の決定をした。口頭弁論期日を一度も開かないまま行おうとした判決宣告を取りやめる決定であり、本件の重大性を十分に認識した上での判断として、この決定を支持する。

私たちは、国民の人権と平和・民主主義擁護を目的として活動する法律家団体として、最高裁に対し、引き続き、本件が荒川庸生氏の憲法上の権利行使が問題となっている事案であることに鑑み、本件を大法廷に回付し、十分な審理を行い、口頭弁論期日を開いた上で、荒川氏の権利行使を正面から受け止め、原判決を破棄し無罪の判決を行うべきことを求める。

2 荒川氏の本件マンションへの立ち入りは、議会報告や区民アンケートを配布するという正当な目的のものであり、極めて穏当に、かつ、心を込めてビラを配布していたに過ぎなかった。荒川氏の行為はマンション住民に具体的な被害を与えておらず、これまで一度も住民から苦情等を受けたことはなかった。また、本件マンションのドアポストには、本件で配布された配布物以外の様々な商業ビラが投函されていた。

これらの事情を総合勘案すれば、荒川氏の行為が憲法上の権利行使として保障されることは明らかであり、これらの事情を一切考慮することなく、有罪判決を導いた原判決の違憲性は明らかである。

3 本件が発生した前後の時期は、国公法ビラ配布弾圧事件や立川自衛隊官舎ビラ配布弾圧事件など、時の政府の政策と対立する政治的な言論・表現が処罰される事件が頻発した時期であった。これらの言論弾圧事件はわが国の表現の自由を侵害し、現に多くの国民に強い萎縮効果を与えた。「憲法の番人」たる最高裁判所には、早期にこの国民の不安を取り除く努力が求められている。

4 私たちはこうした認識に立ち、最高裁判所に対して、

①適正な憲法判断を行うため、本件を大法廷に回付すべきこと

②口頭弁論期日を開き、公正な審理のもと、原判決を破棄し荒川氏の無罪の判決を確認すべきこと

を強く求める。

5 私たちは、最高裁判所に対し、荒川氏の無罪判決を強く求めるとともに、わが国の憲法の保障する表現の自由を守るために、たたかいぬく決意である。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会